

議案第 1 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会の廃止及び白井市保育施設運営事業者選定審査会の設置をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会の目を次のように改める。

白井市保育施設運営事業者選定審査会	保育施設の管理及び運営を行う事業者を選定すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民 (3) 市の職員	7人以内	事業者を選定するまで
-------------------	---------------------------	-------------------	-------------------------------------	------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改正案							現行						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	(略)						市長	(略)					
	白井市保育施設運営事業者選定審査会	保育施設の管理及び運営を行う事業者を選定すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民 (3) 市の職員	7人以内	事業者を選定するまで		白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会	公立保育所の役割及び体制について調査審議すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市民 (5) 市の職員	13人以内	調査審議が終了するまで
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					